

ID: 20

担当部署: 企画課

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例 第3条		
例規番号	平成21年条例第36号		
<p><b>【根拠条文】</b> (徴収及び被徴収者の範囲) 第3条 分担金は、事業の施行により特に利益を受ける電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者(以下「事業者」という。)をいう。)から徴収する。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文及び第4条の規定による。 (分担金の額) 第4条 分担金の額は、当該事業に要する経費の額から、補助金及び町の負担金の額を除いた額を超えない範囲において町長が定める。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日